

府政防第764号
消防災第89号
国水環防第5号
国水砂第98号
老高発0625第1号
子子発0625第1号
社援保発0625第1号
障障発0625第1号
令和3年6月25日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿
各都道府県水防担当部（局）長 殿
各都道府県砂防担当部（局）長 殿
都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
(公 印 省 略)
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公 印 省 略)
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について

令和2年7月豪雨災害において、高齢者福祉施設の利用者14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。このような高齢者福祉施設等の被害の再発防止のため、要配慮者利用

施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として、令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」において、水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の一部を改正し、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告ができる制度を創設したところです。

また、これと同時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）についてもその一部を改正し、市町村長に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化することといたしました。

つきましては、本件に関する留意点等を下記のとおり通知しますので、適切に対応していただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、速やかに関係事項を市町村に周知の上、必要な支援を実施していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組みについて

（1）避難確保計画の令和3年度内作成について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和3年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としている。

この目標達成に向け、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組みを行うこと。

（2）水防法等の改正に伴う助言・勧告に資するチェックリストについて

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設については、施設管理者等が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設された。

別紙1の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」及び、別紙2の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を活用して、各避難確保計画の内容を確認し、当該計画の報告を行った施設管理者等に對して適切に助言・勧告を行うこと。

なお、施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、当該作成又は変更後の計画と併せて別紙1の提出を求めるこ、既に避難確保計画を作成し、市町村長に報

告している施設管理者等については、当該計画に基づく避難訓練の結果報告の際に、別紙1の提出を求ることなどにより、実効性のある避難確保計画が作成されるよう取り組むこと。

（3）水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。

については、施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、別紙3の「訓練実施結果報告書（様式例）」を参考に、訓練結果を報告させること（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる）。

（4）災害対策基本法改正に伴う手引きの読み替え等について

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化された。

については、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省：令和2年6月改定）」等のガイドブックは、令和2年7月豪雨災害を踏まえて厚生労働省と国土交通省は共同で有識者検討会^{※1}を設置し、内閣府や消防庁の参加の下で、高齢者福祉施設の避難の実効性確保の方策を検討し、令和3年3月にとりまとめられた検討成果^{※2}を踏まえて、内容の充実を検討しているところであり、改定されるまでは、「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル3高齢者等避難」に読み替え、「警戒レベル4避難勧告、避難指示（緊急）」は、「警戒レベル4避難指示」に読み替え、「警戒レベル5災害発生情報」は、「警戒レベル5緊急安全確保」に読みえることとするので、この旨、施設管理者等に周知すること。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別紙4の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、要配慮者利用施設等において避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するよう、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組を行うこと。

（5）避難の実効性を確保するための留意点について

このほか、令和3年3月の検討成果^{※2}を踏まえ、別紙5のとおり「社会福祉施設^{※3}における避難の実効性を確保するための留意点」を整理したので、施設管理者等に周知するとともに、同留意点を参考に避難体制等の充実に取り組むこと。

2. 施設入所から在宅サービスに移行する者等の取扱いについて

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者については、新たに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

このことを踏まえて、個別避難計画の作成手順などを明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を改定^{※4}している。

自ら避難することが困難な高齢者や障害者等について、要配慮者利用施設に入所している

際は、避難確保計画によって避難方法が定められているが、施設入所から在宅サービスに移行するなど生活拠点を変更した場合、避難確保計画の対象から外れることになる。このため、速やかに避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画の策定に努め、切れ目なく避難支援等を実施することが重要である。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の担当部局は、府内において防災、土木、福祉や保健の担当部局の、府外において、社会福祉施設や施設団体の協力を得て、以下の例を参考に高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築に努めること。また、当該情報を把握した避難行動要支援者名簿担当部局は、当該高齢者や障害者等が市町村の避難行動要支援者と判断される場合には、速やかに避難行動要支援者名簿を更新すること。そのうえで、この更新により名簿に記載等された避難行動要支援者について、各市町村の優先度の考え方を踏まえ、個別避難計画の作成に努めること。なお、個別避難計画作成等については、支援策等を別紙6に示しているので、これを活用して作成に取り組むこと。

＜把握のための取組例＞

- 市町村の福祉部局が、要介護者に係る居宅サービス計画作成依頼の届出などの居宅サービス計画に係る手続き、障害者に係るサービス等利用計画に係る審査や請求などの手続きを契機に、社会福祉施設から在宅に移る高齢者や障害者等を把握した場合、避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。
- 社会福祉施設は、自治体から求めがあった場合、在宅に移る高齢者や障害者等がいるときは、市町村の避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。

※1 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html
国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

※2 「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」のとりまとめ成果の公表

厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17780.html
国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000155.html

※3 地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

※4 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定（令和3年5月）
内閣府HP <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/r3/index.html>

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

避難行動要支援者担当 藤田、近藤、松崎

電話 03-5253-2111（内線 51354）

消防庁国民保護・防災部防災課

防災調整係 青木、朝香

電話 03-5253-7525（直通）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

水防企画室津波水防係長 太田

電話 03-5253-8111（内線 35457）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

地震・火山砂防室地震対策係長 今野

電話 03-5253-8111（内線 36154）

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係 渡辺、新井、望月

電話 03-5253-1111（内線 3927）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

調整係 下間、井上

電話 03-5253-1111（内線 4960）

厚生労働省社会・援護局 保護課

自立支援係 内野、飯田、白木澤

電話 03-5253-1111（内線 2833）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係 当新、石塚

電話 03-5253-1111（内線 3035）

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない

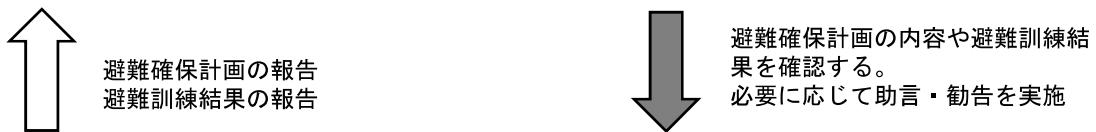
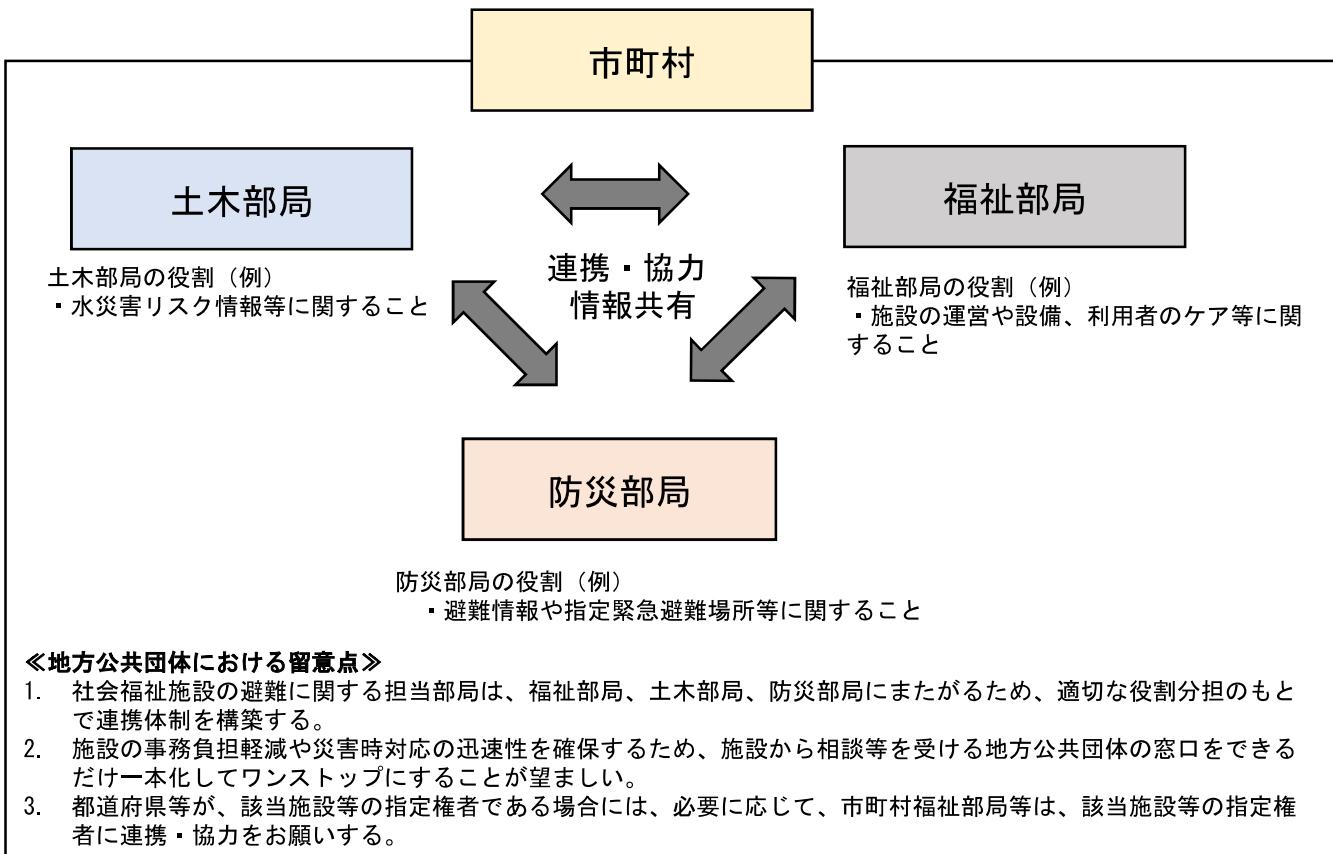
計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則16条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項			
1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善	

<p>2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することにしているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある) <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまで多くの時間をする施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することにしているか <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか <input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p>3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか <input type="checkbox"/> 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか <input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p>(イ) 避難の誘導</p> <p>(水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項</p>		
<p>1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保(垂直避難)の場所)は、想定される災害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等) <input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

	<p><input type="checkbox"/> 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか</p>		
	<p>2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか <input type="checkbox"/> 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか <input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備</p> <p>(水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るために施設の整備に関する事項</p>		
	<p>1. 必要な情報機器等を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか <input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>2. 避難に必要な設備を確保しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスロープ等)を確保しているか <input type="checkbox"/> 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>3. 屋内安全確保(垂直避難)を行う場合に必要な物資等を確保しているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

	<p>【着眼点】</p> <p><input type="checkbox"/> 「屋内安全確保(垂直避難)」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか</p>		
	<p>(エ) 防災教育及び訓練の実施</p> <p>(水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</p>		
	<p>1. 防災教育や訓練を適切に実施することにしているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) <input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか <input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか <input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか <input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>(オ) 自衛水防組織の業務 (設置した場合のみ該当)</p> <p>(水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</p>		
	<p>(自衛水防組織の業務内容の記載の確認)</p> <p>自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか <input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか <input type="checkbox"/> 内部組織(○○班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか 	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

社会福祉施設の避難確保計画に関する 地方公共団体の各部局の連携体制の構築



地域防災計画に定められた社会福祉施設

訓練実施結果報告書（様式例）

施設名					
実施日時	年月日 時分から 時分まで				
実施場所					
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他の災害()				
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 図上訓練		<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練		
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練		<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練		
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練		<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練		
	<input type="checkbox"/> その他()				
	(訓練内容を適時自由記載)				
訓練参加者 ・参加人数	従業者(全員・一部) 名(うちパート・アルバイト名) 施設利用者(全員・一部) 名(うち通所者名) その他訓練参加者:施設利用者の家族名 地域の協力者名 その他名				
	職 氏名				
	確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数	名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間	時間 分
		<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性 その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法等					
訓練記録作成者	職 氏名				

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

5



きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

4



ひなんしじ  
**避難指示**※2

3



こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

2



大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



早期注意情報  
(気象庁)

これまでの避難情報等

**災害発生情報**

(発生を確認したときに発令)

- ・避難指示(緊急)
- ・避難勧告

**避難準備・****高齢者等避難開始**大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の**  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる

**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの?

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。

### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



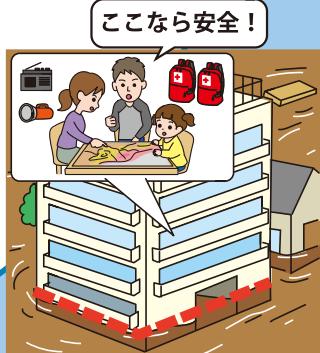
普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

――――想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

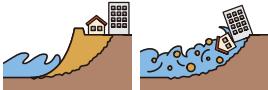


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満<br>(1階床下浸水)          |

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点

### 1. 社会福祉施設における対応

#### (1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握

- 市町村が公表しているハザードマップや、国や都道府県が公表している浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等を用いて、それぞれの社会福祉施設（以下、「施設」という。）が有する災害リスクを災害の種類ごとに適切に把握する。
- 浸水リスクがある場合は、想定されている「浸水深」や「浸水継続時間」を把握するとともに、建物倒壊等のおそれのある「家屋倒壊等氾濫想定区域」の該当有無を把握する。

#### (2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保

- 施設が有する災害リスクを適切に把握した上で、施設外への立退き避難の必要性、施設内での「屋内安全確保（垂直避難）」の適切性を判断する。
- 確実に難を逃れるためには、施設外の安全な場所への立退き避難が望ましく、特に、「家屋倒壊等氾濫想定区域」や「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」にある場合は、原則として、立退き避難を選択する。
- 立退き避難を選択する場合、その避難先や避難経路の安全性を把握するとともに、市区町村の「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令のタイミングで避難先が開所することを確認しておく。
- 施設の利用者（以下、「利用者」という。）のケア等の継続性を確保するためには、他の社会福祉施設への避難も有効であるため、施設間で避難受け入れができるよう協力体制の構築に努める。
- 平時から立退き避難先との連絡体制を確立し、避難の必要がある時には、相互に連絡を取り合って、避難先の安全性や開所の有無等を確認する。
- 施設の上階等への「屋内安全確保（垂直避難）」を選択する場合は、浸水しない床高の避難スペースがあることに加えて、長時間浸水する場合の支障を許容できるよう、水や食糧、薬等の備蓄のほか、電気やガス、水道、トイレが使用できることへの対応策を執っておく。
- 建物の構造や利用者の状況に応じて、円滑かつ迅速な「屋内安全確保（垂直避難）」において必要となる、エレベータやスロープ等の避難設備を、有効性を考慮した上で設置する。
- 「屋内安全確保（垂直避難）」を選択する場合であっても、避難が長時間に及ぶことなども想定して、多重的に複数の避難先を確保する。
- 急激に災害が切迫することにより、計画どおりに避難ができない過酷事象に遭遇することも想定し、少しでも被害を受け難い高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する「緊急安全確保」の方法や、そのような事態に陥ったときの連絡体制等を決めておく。

### **(3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定**

- ・ 避難開始のタイミングは、原則として、市町村が「警戒レベル 3 高齢者等避難」を発令した時とする。
- ・ 利用者が多い場合や利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難完了までの時間に応じて、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で雨量や河川水位情報等を収集し、「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始する。
- ・ 一方で、避難の頻度が多くなると、避難行動そのものが利用者の身体的な負担になり得ることから、避難完了までの時間や支援要員の人数等を考慮した上で、例えば、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分けるなど、施設の実情に応じた段階的な避難方法を決めておく。

### **(4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保**

- ・ 雨量情報や河川水位情報、洪水予報、土砂災害警戒情報、避難情報等の防災情報を的確に収集するため、収集する情報の種類、入手方法、情報レベルに応じた要員確保など、時系列的な体制確立方法について決めておく。
- ・ 累積雨量が増えるなど状況が悪化すると、交通機能が停止し、職員が施設に駆け付けることが難しくなる場合があるため、例えば、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で早期に体制を確立する。特に、夜間・休日に災害が切迫する場合には、明るいうちに避難支援要員を確保するなど、早期の体制確立に十分留意する。
- ・ 職員が迅速に参集できない場合や避難時間が確保できない場合に備え、消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等から避難支援の協力が得られるよう、地域との連携体制の構築に努める。企業と連携する際は、あらかじめ支援内容を確認し、明確にしておくと良い。

### **(5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映**

- ・ 避難訓練については、利用者を施設外の避難先に移動させる立退き訓練以外にも、避難経路を確認する訓練や情報伝達訓練、図上訓練等、比較的取り組みやすい訓練もある。全ての訓練を一度に行うのではなく、立退き訓練と図上訓練を交互に行うことや、様々な種類の訓練を分けて行うなど負担軽減を図って、訓練を継続する。
- ・ 参加者については、利用者全員が参加する訓練のみではなく、利用者の身体状態に応じて、避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練を実施することが考えられる。
- ・ 訓練を実施する際には、避難支援協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等の参加を得て実施するよう努める。
- ・ 訓練後には、振り返りを実施し、訓練で得られた教訓を踏まえて避難確保計画の内容の見直しを図り、PDCA サイクルを回して、避難の実効性を高めるために避難確保計画

の内容の充実を図っていく。

#### **(6) 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化による事務負担軽減**

- ・ 介護保険法等に基づく「非常災害対策計画」と水防法や土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」は、必ずしも個々に作成する必要はなく、両計画の内容を網羅するようにして、一体化した計画として作成することができる。

#### **(7) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知**

- ・ 施設が有する災害リスクや避難先、避難開始のタイミング、避難支援体制、避難方法等を全職員に周知することとし、周知する頻度や方法等を決めておく。
- ・ 施設の利用開始時には、利用者に加えて、避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対しても、施設が有する災害リスクや避難確保計画の主な内容を周知する。

#### **(8) 市町村との情報連絡体制の確立**

- ・ 施設は、市町村から一方通行で避難情報を受けるだけではなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を伝達することが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。
- ・ 災害時に市町村と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、施設と市町村との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。

## 2. 市町村における対応

### (1) 地域防災計画への適切な位置づけ

- 市町村の地域防災計画に定めるべき施設は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設としており、これに該当するか否かは、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に位置することだけで一律に判断できるものではないため、施設の構造や利用状況等といった個々の施設の状況も把握した上で適切に定める。

### (2) 避難確保計画や訓練に関する助言・勧告の実施

- 施設に対して、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告を行う場合は、別紙1の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」を参考にする。
- 施設に対するアドバイスは、避難確保計画の報告時や訓練結果の報告時のみならず、地方公共団体が施設を定期監査する際や避難訓練に視察参加する機会等を活用するなど、様々な機会を捉えて行う。
- 個々の施設の災害リスクの程度や訓練結果の報告など施設から提供を受けた災害対応能力に関する情報を参考にして、避難の実効性を高める必要がある対象施設を絞り込んだ上で、効果的な助言・勧告に努める。

### (3) 施設との情報連絡体制の確立

- 施設にとっては、メディアから避難情報を得るよりも、市町村から直接連絡を受けるほうが避難の動機付けになることから、施設への迅速な情報発信に努める。
- 市町村から施設への避難情報の発信だけではなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を提供していただくことが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。
- 災害時に施設と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、市町村と施設との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。
- 施設の管理者や職員の防災知識の習得を支援するため、積極的かつ継続的に講習会等を開催する。その際、全ての施設が防災に関する講習会を定期的に受講できるよう努める。

### (4) 福祉部局、土木部局、防災部局の連携

- 社会福祉施設における避難に関する担当部局は、福祉部局、土木部局、防災部局にまたがるため、別紙2の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を参考にして、適切な役割分担のもとで連携体制を構築する。
- 施設の負担軽減や災害時対応の迅速性を確保するため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口をできるだけ一本化してワンストップで対応できるよう努める。